

瀬戸市告示第114号

瀬戸市議会12月定例会を次のとおり招集する。



令和4年11月17日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和4年11月30日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 5 9 号議案	瀬戸市勤労青少年ホームの設置および管理に 関する条例の廃止について……………	1
第 6 0 号議案	瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自 動車の使用及びポスターの作成の公営に關す る条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙 におけるビラの作成の公営に関する条例の一 部改正について……………	2
第 6 1 号議案	瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条 例の制定について……………	7
第 6 2 号議案	瀬戸市個人情報保護法施行条例の制定につい て……………	1 6
第 6 3 号議案	瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例の制 定について……………	2 6
第 6 4 号議案	瀬戸市行政不服審査会運営条例の制定につい て……………	3 0
第 6 5 号議案	地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について……………	3 4
第 6 6 号議案	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 一部改正について……………	1 0 4
第 6 7 号議案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部改正について……	1 0 7
第 6 8 号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 について……………	1 1 0
第 6 9 号議案	瀬戸市指定ごみ袋の買入れについて……………	1 1 3

第 7 0 号議案	瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について…	1 1 5
第 7 1 号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部改正について…	1 1 7
第 7 2 号議案	瀬戸蔵及び瀬戸蔵ミュージアムに係る指定管 理者の指定について…	1 1 9
第 7 3 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について…	1 2 0
第 7 4 号議案	瀬戸市道路占用料条例の一部改正について…	1 5 5
第 7 5 号議案	瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改 正について…	1 6 2
第 7 6 号議案	瀬戸市河川管理条例の一部改正について…	1 6 5
第 7 7 号議案	令和 4 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 1 0 号）…	別冊
第 7 8 号議案	令和 4 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 1 号）…	別冊
第 7 9 号議案	令和 4 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正 予算（第 1 号）…	別冊
第 8 0 号議案	令和 4 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第 2 号）…	別冊
第 8 1 号議案	令和 4 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第 1 号）…	別冊
第 8 2 号議案	令和 4 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 2 号）…	別冊
第 8 3 号議案	令和 4 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（ 第 2 号）…	別冊
同意 第 9 号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任に	

	ついて	別途
同意第10号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて	別途
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	別途
諮問第3号	人権擁護委員の推薦について	別途
報告第17号	専決処分の報告について	別紙

4年市長提出第59号議案

瀬戸市勤労青少年ホームの設置および管理に関する条例の廃止について

瀬戸市勤労青少年ホームの設置および管理に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和4年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市勤労青少年ホームの設置および管理に関する条例を廃止する条例

瀬戸市勤労青少年ホームの設置および管理に関する条例（昭和48年瀬戸市条例第18号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の瀬戸市勤労青少年ホームの設置および管理に関する条例第11条に規定する建物その他の物件を損傷し、又は滅失した利用者に係る損害の賠償に関しては、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市勤労青少年ホームを廃止するため必要があるからである。

4 年市長提出第 6 0 号議案

瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年瀬戸市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公費の支払) 第 4 条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条第 1 号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運	(公費の支払) 第 4 条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条第 1 号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運

送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) <省略>

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円)の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ <省略>

2 <省略>

送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) <省略>

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円)の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ <省略>

2 <省略>

<p>第5条 市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>	<p>第5条 市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>
--	---

（瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公費の支払) 第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額の</p>	<p>(公費の支払) 第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額の</p>

<p>うち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>	<p>うち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円51銭</u>を超える場合は、<u>7円51銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正を考慮し、これに準じて選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費を改定するに当たり、瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙にお

けるビラの作成の公営に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

4 年市長提出第 6 1 号議案

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例の制定について

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）並びに瀬戸市情報公開条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 5 号。以下「情報公開条例」という。）、瀬戸市個人情報保護法施行条例（令和 4 年瀬戸市条例第〇号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年瀬戸市条例第〇号。以下「市議会個人情報保護条例」という。）で使用する用語の例による。

(担当事務等)

第 3 条 審査会の担任する事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 情報公開条例第 2 0 条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 情報公開条例第 2 2 条の規定による諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する重要事項について調査審議すること。

- (3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) 個人情報保護法施行条例第12条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な意見を述べること。
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。
- (6) 市議会個人情報保護条例第〇条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (7) 市議会個人情報保護条例第〇条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な意見を述べること。
- (8) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用並びに個人情報取扱事務に関する状況の報告を受けること。

2 審査会は、前項第3号の規定により諮問され、調査審議する場合に限り、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関に該当するものとする。

（委員）

第4条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則公開とする。ただし、第3条第1項第1号、第3号、第5号、第6号及び第8号における調査審議は、非公開とする。

6 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、審査会に諮って、会議を非公開とすることができる。

7 第5項本文の規定により会議を公開する場合における傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他必要な事項は、別に定める。

(除斥)

第7条 委員は、自己の利害に係る議事に加わることができない。

(調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第20条第1項並びに個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項及び市議会個人情報保護条例第○条の規定により審査会に諮問をした

実施機関（個人情報保護法施行条例第5条第1項に規定する実施機関及び議会をいう。以下「諮問実施機関」という。）に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人（行政不服審査法第2条の規定による審査請求をする者をいう。次条第3項、第11条及び第12条において同じ。）、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第3項、第11条及び第12条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等を招

集して行うものとする。

3 口頭意見陳述においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの交付等)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し（電磁的記録にあっては、記載された事項を審査会が定める方法により表示した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとする場合は、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定す

ることができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、別表に規定する額の手数料を納めなければならない。

5 審査会は、審査請求人又は参加人が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者であるとき、その他特別の事情があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（答申書の送付等）

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（議事録）

第13条 審査会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

（庶務）

第14条 審査会の庶務は、行政管理部行政課において処理する。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）第2条の規定により設置された瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の委員は、第4条第1項の規定により委嘱されたものとみ

なし、当該委員の任期は同条第 2 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとする。

- 3 この条例の施行の日前にされた個人情報保護法施行条例附則第 2 条第 1 項の規定による廃止前の瀬戸市個人情報保護条例（平成 5 年瀬戸市条例第 25 号）の規定により行われた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する同条例第 43 条第 1 項に規定する諮問については、第 3 条第 1 項第 3 号及び第 6 号に規定する諮問とみなす。

別表（第 11 条関係）

種別		金額
日本産業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以内の大きさの用紙を用いる場合	白黒	1 枚につき 10 円
	カラー	1 枚につき 50 円
A 3 判を超える大きさの用紙を用いる場合		A 3 判による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を算定する。

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として算定する。

（理由）

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正により、個人情報に係る審査請求の諮問機関について規定されたこと等に伴い、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の組織及び運営について定めるため必要があるからである。

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例案要綱

この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部改正により、個人情報に係る審査請求の諮問に係る調査審議について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の適用を受けることとなったこと等に伴い、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 担当事務について

審査会の担当事務は、次に掲げる事項とするもの。（第3条関係）

- (1) 瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）、法等の規定による諮問に応じ調査審議し、又は必要な意見を述べること。
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。
- (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用並びに個人情報取扱事務に関する状況の報告を受けること。

第2 組織について

審査会に会長及び職務代理を置くもの。（第5条関係）

第3 会議について

審査会の会議は、会長が招集し、半数以上の委員の出席を要件とし、議事は出席委員の過半数で決すること、会議は一部を除き公開とすること等を規定するもの。（第6条関係）

第4 写しの交付に係る手数料

審査請求人又は参加人は、意見書若しくは当該資料の写し（電磁的記録にあっては、記載された事項を審査会が定める方法により表示し

た書面)の交付を求める場合は、手数料を納めなければならないことを規定するもの。(第11条関係)

第5 庶務について

審査会の庶務は、行政管理部行政課において処理するもの。(第14条関係)

第6 その他

その他所要の事項を規定し、施行期日を令和5年4月1日とし、所要の経過措置を設けるもの。

4 年市長提出第 6 2 号議案

瀬戸市個人情報保護法施行条例の制定について

瀬戸市個人情報保護法施行条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いをすること及び個人情報の保護に関する市の施策に協力することに努めるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報を自ら保護すること、他人の個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いをすること及び個人情報の保護について積極的な役割を果たすことに努めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第 5 条 実施機関（市長（水道事業管理者としての権限を行う市長を含

む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止し、又は同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により届け出た事項を記載した帳簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（目的外利用及び外部提供）

第6条 実施機関は、法第69条第1項及び第2項の規定により保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものへ提供するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（不開示情報）

第7条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）第7条第2号ウに掲げる情報（法第78条第1項第2号ハにより開示することとされている情報を除

く。)とする。

(開示請求に係る手数料)

第8条 法第89条第2項の規定による手数料の額は、無料とする。

(開示決定等の期限)

第9条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第10条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求費用の負担)

第11条 法第87条第1項の規定により写し（電磁的記録にあっては、規則に定める方法により交付する記録媒体）（以下「写し等」という。）の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付（送付を希望する場合に限る。次項において同じ。）に要する費用を負担しなければならない。

2 写し等の作成及び送付に要する費用は、規則で定めるところによる。

（瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）第2条の規定により設置した瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第13条 市長は、毎年度、法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(瀬戸市個人情報保護条例の廃止)

- 2 瀬戸市個人情報保護条例(平成5年瀬戸市条例第25号)は、廃止する。

(瀬戸市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の瀬戸市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第8条の規定により届出のあった個人情報取扱事務は、この条例第5条の規定により届出のあったものとみなす。

- 4 この条例の施行の日前に旧条例の規定により行われた開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手続については、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行の日前にした違反行為については、旧条例第50条から第54条までの規定は、なおその効力を有する。

(瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

- 6 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年瀬戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人情報の取扱等) 第11条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項及び第67条の規定を遵守し、</u> 個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、その管理する施設に関し知り得た秘密を	(個人情報の取扱等) 第11条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、 <u>瀬戸市個人情報保護条例(平成5年瀬戸市条例第25号)第14条第1項及び第3項の</u> 規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、その管理する施設に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の

他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。	ために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。
---	---

(瀬戸市情報公開条例の一部改正)

7 瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第13条 第11条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求が<u>あった日の翌日</u>から起算して<u>14日</u>以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 <省略></p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第14条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求が<u>あった日の翌日</u>から起算して<u>44日</u>以内にその<u>全て</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第13条 第11条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求が<u>あった日</u>から起算して<u>15日</u>以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 <省略></p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第14条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求が<u>あった日</u>から起算して<u>45日</u>以内にその<u>すべて</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p>

(瀬戸市債権管理条例の一部改正)

8 瀬戸市債権管理条例（令和元年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人情報の利用)</p> <p>第18条 市長は、市の債権管理に関する事務を行うため、実施機関（瀬戸市個人情報保護法施行条例（令和4年瀬戸市条例第〇号）第5条第1項に規定する実施機関及び議会をいう。以下同じ。）が保有する当該債務者の個人情報（国税通則法（昭和37年法律第66号）第127条及び地方税法第22条の秘密に該当する情報を除く。）のうち規則で定めるものについて、当該実施機関の内部又は他の実施機関において、収集した目的の範囲を超えて利用（以下「収集目的外利用」という。）することができる。</p> <p>2 <省略></p>	<p>(個人情報の利用)</p> <p>第18条 市長は、市の債権管理に関する事務を行うため、実施機関（瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が保有する当該債務者の個人情報（国税通則法（昭和37年法律第66号）第127条及び地方税法第22条の秘密に該当する情報を除く。）のうち規則で定めるものについて、当該実施機関の内部又は他の実施機関において、収集した目的の範囲を超えて利用（以下「収集目的外利用」という。）することができる。</p> <p>2 <省略></p>

(瀬戸市暴力団排除条例の一部改正)

9 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人情報の収集及び提供)</p> <p>第11条 <u>瀬戸市個人情報保護法施行条例（令和4年瀬戸市条例第〇号）第5条第1項に規定する実施機関及び議会</u>（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図る</p>	<p>(個人情報の収集及び提供)</p> <p>第11条 <u>瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）第2条第3号に規定する実施機関</u>（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的と</p>

<p>ことを目的として必要となる個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を、当該目的を達成するため必要かつ最小限の範囲内で収集するものとする。</p> <p>2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、<u>個人情報の保護に関する法律第70条</u>に規定する制限を付し、前項の規定により収集した個人情報のうち実施機関が必要と認めるものを警察署その他の関係機関へ提供することができる。</p> <p>3 <省略></p>	<p>して必要となる個人情報（<u>瀬戸市個人情報保護条例第2条第1号</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を、当該目的を達成するため必要かつ最小限の範囲内で収集するものとする。</p> <p>2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、<u>瀬戸市個人情報保護条例第11条</u>に規定する制限を付し、前項の規定により収集した個人情報のうち実施機関が必要と認めるものを警察署その他の関係機関へ提供することができる。</p> <p>3 <省略></p>
--	---

（理由）

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、個人情報の取扱い等の必要な事項を定めるため必要があるからである。

瀬戸市個人情報保護法施行条例案要綱

この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が一部改正され令和5年4月1日に施行されることに伴い、瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）を令和5年3月31日で廃止し、法で委任された事項等であって必要なものに関し、おおむね次のとおり定めようとするものである。

第1 事業者及び市民の責務について

事業者及び市民が個人情報を取り扱うに当たり、その責務について規定するもの。（第3条及び第4条関係）

第2 個人情報取扱事務の届出について

実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始等しようとするときの届出について規定するもの。（第5条関係）

第3 目的外利用・外部提供の届出について

実施機関が個人情報を目的以外の目的で利用し、又は外部に提供するときの届出について規定するもの。（第6条関係）

第4 開示情報について

条例で定める開示情報は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）第7条第2号ウに掲げる情報（法により開示することとされている情報を除く。）とすることを規定するもの。（第7条関係）

第5 開示請求に係る手数料及び費用の負担について

保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とすること及び開示文書の写し等の交付時における当該写し等の作成等に要する費用を負担することについて規定するもの。（第8条及び第11条関係）

第6 開示決定等の期限について

開示決定等の期限について、保有個人情報の開示請求があった日の翌日から起算して14日以内とし、正当な理由がある場合の期間延長を30日以内とし、最長で開示請求があった日の翌日から起算して44日以内と規定するもの。（第9条及び第10条関係）

第7 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを規定するもの。（第12条関係）

第8 運用状況の公表について

毎年度、法及びこの条例の運用状況を公表することを規定するもの。
（第13条関係）

第9 その他

その他所要の事項を規定し、施行期日を令和5年4月1日とし、所要の経過措置等を設けるもの。

4 年市長提出第 6 3 号議案

瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例の制定について

瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例

(趣旨)

第 1 条 行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）

第 3 8 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項（他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第 8 1 条第 3 項において読み替えて準用する法第 7 8 条第 4 項に規定する手数料（以下「手数料」という。）に関し必要な事項については、別に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによるものとする。

(手数料の額等)

第 2 条 法第 3 8 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項及び法第 8 1 条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第 7 8 条第 4 項の規定により審査請求人等（審査請求人（法第 2 条の規定による審査請求をする者をいう。）又は参加人（法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。）をいう。以下同じ。）が納付しなければならない手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 審査請求人等は、法第 3 8 条第 1 項（法第 9 条第 3 項で読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第 8 1 条第 3 項の規定において準用する法第 7 8 条第 1 項の規定による交付の求めをしたときから当該交付の求めに係る提出書類等又は主張書面若しくは資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その

他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) (以下「書面等」という。) の交付の前までに、手数料を納付しなければならない。

(手数料の減免)

第3条 審理員(法第9条第3項に規定する場合にあつては、審査庁。第3項において同じ。) は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項の規定により、前条第1項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

2 瀬戸市行政不服審査会(以下「行政不服審査会」という。) は、法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、当該各項に規定する交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員又は行政不服審査会に提出しなければならない。

4 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(送付による交付)

第4条 前条第1項及び第2項に規定する交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、当該交付に係る書面等の送付を求めることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種別		金額
日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以内の大きさの用紙を用いる場合	白黒	1枚につき10円
	カラー	1枚につき50円
A3判を超える大きさの用紙を用いる場合		A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を算定する。

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。

(理由)

この案を提出するのは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、提出書類等、主張書面又は資料の写し等の交付手数料等について定めるため必要があるからである。

瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例案要綱

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、提出書類等、主張書面又は資料の写し等（以下「書面等」という。）の交付手数料等に関し、おおむね次のとおり定めようとするものである。

第1 手数料の額等

手数料の額及び徴収の時期について規定するもの。（第2条関係）

第2 手数料の減免

経済的困難により手数料を納付する資力がないと認める者については、手数料を減額又は免除することができることについて規定するもの。（第3条関係）

第3 送付による交付

書面等について、送付による交付を求める場合は、送付に要する費用を納付する必要がある旨を規定するもの。（第4条関係）

第4 その他

その他所要の事項を規定し、施行期日を令和5年4月1日とするもの。

4年市長提出第64号議案

瀬戸市行政不服審査会運営条例の制定について

瀬戸市行政不服審査会運営条例を次のように定めるものとする。

令和4年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市行政不服審査会運営条例

(趣旨)

第1条 この条例は、瀬戸市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(担当事務)

第3条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項（瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例（令和4年瀬戸市条例第〇号）第3条第1項第3号に規定する事務を除く。）を処理する。

(委員)

第4条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第7条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人（法第74条に規定する審査関係人をいう。）にその旨を通知しなければならない。

(除斥)

第8条 委員は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。

(議事録)

第9条 審査会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、行政管理部行政課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）第2条の規定により設置された瀬戸市行政不服審査会の委員は、第4条第1項の規定により委嘱されたものとみなし、当該委員の任期は同条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市行政不服審査会について行政不服審査法（平成26年法律68号）第81条第4項の規定により、その組織及び運営について定めるため必要があるからである。

瀬戸市行政不服審査会運営条例案要綱

この条例は、瀬戸市行政不服審査会（以下「審査会」という。）について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第4項の規定により、その組織及び運営に関し、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 担当事務について

審査会の担当事務は、法の規定によりその権限に属させられた事項（瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例（令和4年瀬戸市条例第〇号）第3条第1項第3号に規定する事務を除く。）を処理するもの。（第3条関係）

第2 組織について

審査会に会長及び職務代理を置くもの。（第5条関係）

第3 会議について

審査会の会議は、会長が招集し、半数以上の委員の出席を要件とし、議事は出席委員の過半数で決すること、会議は非公開とするもの。（第6条関係）

第4 庶務について

審査会の庶務は、行政管理部行政課において処理するもの。（第10条関係）

第5 その他

その他所要の事項を規定し、施行期日を令和5年4月1日とし、所要の経過措置を設けるもの。

4年市長提出第65号議案

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和4年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

(瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年瀬戸市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)から(11)まで <省略>	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)から(11)まで <省略>

(瀬戸市職員定数条例の一部改正)

第2条 瀬戸市職員定数条例(昭和36年瀬戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、常勤の職員で一般職に属するもの（臨時的に任用される職員を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 地方自治法第172条第3項に規定する職員のうち市長の補助機関たる職員 <u>567人</u></p> <p>(3)から(8)まで <省略></p> <p>(9) 消防組織法第11条第2項に規定する消防職員 <u>143人</u></p> <p>(10)及び(11) <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 第1項に掲げる職員のうち、次の各号に掲げる職員はこれを定数外とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>地方公務員法第28条第2項の規定により</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、常勤の職員で一般職に属するもの（臨時的に任用される職員及び休職者を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 地方自治法第172条第3項に規定する職員のうち市長の補助機関たる職員 <u>515人</u></p> <p>(3)から(8)まで <省略></p> <p>(9) 消防組織法第11条第2項に規定する消防職員 <u>132人</u></p> <p>(10)及び(11) <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 第1項に掲げる職員のうち、次の各号に掲げる職員はこれを定数外とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p>

<p style="text-align: center;"><u>休職を命ぜられている職員</u></p> <p>(4) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員</u></p> <p>(5) <u>瀬戸市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例（平成27年瀬戸市条例第30号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員</u></p> <p>(6) <u>瀬戸市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年瀬戸市条例第31号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員</u></p> <p>4. <u>前項各号に規定する職員が、復職又は復帰した場合において、職員の員数が第1項に掲げる定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、当該定数に含まないものとする</u>ことができる。</p>	
--	--

（瀬戸市職員の分限に関する条例の一部改正）

第3条 瀬戸市職員の分限に関する条例（昭和26年瀬戸市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給（<u>法第28条の2第1項の規定による降給を除く。以下同じ。</u>）の<u>手続及び効果並びに失職の例外</u>に関し、必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p>	<p style="text-align: center;">（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に<u>基</u>き、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の<u>手続及び効果並びに失職の例外</u>に関し、必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(降給に関する措置等)</u></p> <p>2 <u>瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）附則第21項の規定による措置は、法第27条第2項に規定する降給とする。</u></p> <p>3 <u>第5条の規定は、前項の措置の適用を受ける職員には、適用しない。この場合において、当該職員には、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
--	--------------------------

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年瀬戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(減給の効果)</u></p> <p>第4条 減給は、1日以上1年を超えない範囲内において、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瀬戸市条例第14号）第21条から第24条までに規定する報酬の額を除く。））の3分の1以下を減ずる。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の3分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>第4条 減給は、1日以上1年を超えない範囲内において給料の3分の1以下を減ずる。</p>

(瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年瀬戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4及び5 <省略></p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4及び5 <省略></p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間</p>

を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 <省略>

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振り进行を定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公所の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間あたり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間あたり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。この場合において、一の年とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員

を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 <省略>

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振り进行を定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公所の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間あたり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間あたり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。この場合において、一の年とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員

<p>20日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)及び(3) <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>（非常勤職員の勤務時間、休暇等）</p> <p>第18条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>20日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)及び(3) <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>（非常勤職員の勤務時間、休暇等）</p> <p>第18条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が定める基準に従い、任命権者が定める。</p>
--	---

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(2)から(4)まで <省略></p> <p><u>(5) 瀬戸市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定によ</u></p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の6第1項</u>の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(2)から(4)まで <省略></p>

<p>り延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) <省略></p>	<p>(5) <省略></p>
---	-----------------------

(瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正)

第7条 瀬戸市職員の育児休業に関する条例(平成4年瀬戸市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p><u>(3) 瀬戸市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) <省略></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p><u>(3) 瀬戸市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を</p>

<p>考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「<u>定年前提任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第16条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前提任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 <省略></p>	<p>考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第16条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 <省略></p>
--	--

（瀬戸市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第8条 瀬戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前提任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p>	<p></p> <p>（趣旨）</p>

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職に

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職に

より生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 <省略>

第3章 管理監督職勤務上限年齢制
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

より公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 <省略>

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

(1) 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第9条第1項に規定する職

(2) 瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和42年瀬戸市条例第10号）第4条に規定する職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事考課の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員¹の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等
をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員¹の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員¹の他の職への

降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2. 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3. 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職

員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 から 3 まで <省略>

(定年に関する経過措置)

4 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間における第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「6 5 年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで	6 1 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで	6 2 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	6 3 年
令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	6 4 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 6 0 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し

附 則

1 から 3 まで <省略>

、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(初任給、昇給、昇格等の基準)	(初任給、昇給、昇格等の基準)
第6条 <省略>	第6条 <省略>
2 <省略>	2 <省略>
3 職員の昇給は、市長が定める日に、同日前1年間における <u>当該職員</u> の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。	3 職員の昇給は、市長が定める日に、同日前1年間における <u>その者</u> の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
4 <省略>	4 <省略>
5 55歳（市長が定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における <u>当該職員</u> の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が定める基準に従い決定するものとする。	5 55歳（市長が定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における <u>その者</u> の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が定める基準に従い決定するものとする。

6から8まで <省略>

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第14条 <省略>

2 通勤手当の月額は、5万5,000円を超えない範囲内で市長が定める額とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。

3 <省略>

(時間外勤務手当)

第16条 <省略>

6から8まで <省略>

(再任用職員の給料月額)

第6条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第14条 <省略>

2 通勤手当の月額は、5万5,000円を超えない範囲内で市長が定める額とする。ただし、再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。

3 <省略>

(時間外勤務手当)

第16条 <省略>

2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1)及び(2) <省略>

3 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第2項の規定の適用については、同

2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1)及び(2) <省略>

3 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第2項の規定の適用については、同項中「

項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）」とする。

5 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が定めるものを除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）

(2) <省略>

6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該

正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。

5 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が定めるものを除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）

(2) <省略>

6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該

各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合) から第2項に規定する市長が定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合

(2) <省略>

7 <省略>

(期末手当)

第20条 <省略>

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで <省略>

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4から6まで <省略>

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下この項から第3項まで及び附則第14項第4号においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員 (市長が定

各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) から第2項に規定する市長が定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合

(2) <省略>

7 <省略>

(期末手当)

第20条 <省略>

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで <省略>

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4から6まで <省略>

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条及び附則第14項第4号においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員 (市長が定める職員を除く。

<p>める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略> (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第23条の3 <u>第6条、第10条から第12条まで、第13条及び第14条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。 (非常勤職員の給与)</p> <p>第24条 常勤を要しない職員 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。)については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算</p>	<p>)についても、同様とする。</p> <p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤労手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略> (<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第23条の3 第10条から第12条まで、第13条及び第14条の2の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。 (非常勤職員の給与)</p> <p>第24条 常勤を要しない職員 (<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。)については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲</p>
--	--

の範囲内で給与を支給するものとする。

2 <省略>

附 則

1 から 2 0 まで <省略>

(60歳超職員の給料月額の特例)

2 1 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第23項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 瀬戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年瀬戸市条例第16号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 瀬戸市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

2 3 法第28条の2第4項に規定する他の職へ

内で給与を支給するものとする。

2 <省略>

附 則

1 から 2 0 まで <省略>

の降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給

する。

26 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	

16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	

56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					

96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条の2 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(勤勉手当)

第21条 <省略>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3から5まで <省略>

別表第1（第4条関係）

職員 の区 分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年 前再 任用 短時	号給	<省略>							

(勤勉手当)

第21条 <省略>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3から5まで <省略>

別表第1（第4条関係）

職員 の区 分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用職 員以 外の	号給	<省略>							

間勤 務職 員以 外の 職員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	再任 用職 員										
																			円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	18 7, 70 0	21 5, 20 0	25 5, 20 0	27 4, 60 0	28 9, 70 0	31 5, 10 0	35 6, 80 0	38 9, 90 0											

(瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正)

第10条 瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例(昭和51年瀬戸市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例) 第4条の2 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務をいう。))の承認を受けた職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例) 第4条の2 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務をいう。))の承認を受けた職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
第6条第2項及び第4項	<省略>	<省略>	第6条第2項及び第4項	<省略>	<省略>
			第6条の2第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第14条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	<省略>	第14条第2項	再任用短時間勤務職員	<省略>
第16条第3項ただし書及び第4項	定年前再任用短時間勤務職員	<省略>	第16条第3項ただし書及び第4項	再任用短時間勤務職員	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<p>(短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第4条の4 短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第4条の4 短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
第14条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	<省略>	第14条第2項	再任用短時間勤務職員	<省略>
第16条第3項ただし書及び第4項並びに第24条第1項	定年前再任用短時間勤務職員	<省略>	第16条第3項ただし書及び第4項並びに第24条第1項	再任用短時間勤務職員	<省略>
第23条	第6条、第10条から第12条まで、第		第23条		

の3 第10条 から第1 2条まで 、第13 条及び第 14条の 2 定年前再 任用短時 間勤務職 員	13条及び第14条の2 <省略>	の3 再任用職 員	 <省略>
附 則 1から5まで <省略> <u>(給与条例附則第21項の規定が適用される育 児短時間勤務職員等に関する読替え)</u> 6 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則 <u>第21項の規定の適用については、同項中「</u> <u>とする」とあるのは、「) に、算出率を乗じて</u> <u>得た額とする」とする。</u>		附 則 1から5まで <省略>	

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第11条 瀬戸市職員の退職手当に関する条例(昭和38年瀬戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死	(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平

亡による退職の場合には、その遺族) に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第13条第2項において同じ。）が18日（1月間の日数（瀬戸市の休日を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第13条第2項において、「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期

成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族) に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第13条第2項において同じ。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期

間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)から(4)まで <省略>

2及び3 <省略>

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)から(7)まで <省略>

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 <省略>

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者

間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)から(4)まで <省略>

2及び3 <省略>

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)から(7)まで <省略>

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 <省略>

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者

<p>のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p><省略></p>	<p><省略></p>
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。<u>第8条第4項において「休職月等」という。</u>）のうち市長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)から(7)まで <省略></p> <p>2から5まで <省略></p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。<u>以下「休職月等」という。</u>）のうち市長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)から(7)まで <省略></p> <p>2から5まで <省略></p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等</p>

<p>)</p> <p>第10条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) <省略></p> <p>2から17まで <省略></p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 <省略></p> <p>2 前項第2号の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日が<u>職員みなし日数</u>以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長の定める理由によるものである<u>職員が</u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長の定めるところにより、市</p>	<p>)</p> <p>第10条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) <省略></p> <p>2から17まで <省略></p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 <省略></p> <p>2 前項第2号の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日が<u>18日</u>以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長の定める理由によるものである<u>職員が、</u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長の定めるところにより、</p>
--	--

長にその旨を申し出たときは、第1項及び前項中「退職の日の翌日から起算して1年」とあるのは「退職の日の翌日から起算して1年と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、1年に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、第1項中「当該1年の期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、第1項及び前項中「の期間内に失業している」とあるのは「内に失業している」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長の定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長の定める職員が市長の定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。

5から10まで <省略>

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第

市長にその旨を申し出たときは、第1項及び前項中「退職の日の翌日から起算して1年」とあるのは「退職の日の翌日から起算して1年と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、1年に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、第1項中「当該1年の期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、第1項及び前項中「の期間内に失業している」とあるのは「内に失業している」とする。

5から10まで <省略>

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第

18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) <省略>

12から17まで <省略>

(退職手当の支払の差止め)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) <省略>

2から4まで <省略>

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) <省略>

18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) <省略>

12から17まで <省略>

(退職手当の支払の差止め)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) <省略>

2から4まで <省略>

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) <省略>

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) <省略>

6から10まで <省略>

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。）

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) <省略>

6から10まで <省略>

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。）

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。

職処分」という。)を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2から6まで <省略>

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。))を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした

)を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2から6まで <省略>

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。))を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした

者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2から6まで <省略>

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第20条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当す

者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2から6まで <省略>

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第20条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納

る額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する瀬戸市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした

付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する瀬戸市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした

者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6から8まで <省略>

附 則

1から4まで <省略>

5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年瀬戸市条例第29号。以下「条例第29号」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2まで及び附則第10項から第17項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。

6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第29号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第12項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第29号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第11項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 <省略>

9 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であ

6から8まで <省略>

附 則

1から4まで <省略>

5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年瀬戸市条例第29号。以下「条例第29号」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。

6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第29号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第29号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 <省略>

9 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で

って、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは、「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」「ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

10 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第10項」とする。

11 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項

あって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは、「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」「ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第11項」とする。

12 瀬戸市職員の給与に関する条例附則第21項の規定による職員の給料月額の設定は、第5条の2第1項の給料月額の減額改定に該当しないものとする。

13 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

14 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。)(市長の定める者を除く。)に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められ

ているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

15 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第10条の規定の適用については、第5条の3本文及び第10条第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とし、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第10条第1項第1号中「定年」とあるのは「60歳」とする。

16 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

17 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第

1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第12条 瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和42年瀬戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外）</p> <p>第19条 第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項</u>又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>（<u>再任用職員</u>についての適用除外）</p> <p>第19条 第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項</u>又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

(瀬戸市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 瀬戸市職員の再任用に関する条例（平成13年瀬戸市条例第4号）は、廃止する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例第2条第2項、第13条第2項、第4項及び第11項並びに同条例附則第9項の改正規定並びに附則第14条の規定 公布の日

(2) 第9条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」の改正規定、第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」の改正規定及び別表第1に定める給料表 令和4年12月27日

2 前項第2号の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

（瀬戸市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第5条 任命権者は、基準日（附則第1条本文に規定する施行の日（以下「施行日」という。）、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（第8条の規定による改正後の瀬戸市職員の定年等に関する条例（以下この条から附則第13条までにおいて「新条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年

（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における第 8 条の規定による改正前の瀬戸市職員の定年等に関する条例（以下この条から附則第 11 条までにおいて「旧条例」という。）第 3 条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第 3 条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定又は令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（瀬戸市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第 6 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下この条から附則第 9 条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第 1 項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第8条第1項若しくは第2項又は附則第9条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令

和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第 13 条第 1 項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

(6) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務成績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第 7 条 任命権者は、前条第 1 項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第 9 条において同じ。）

における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第8条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達

している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第13条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第6条第3項から第5項までの規定を準用する。

第9条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第6条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によ

るほか、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合における附則第 6 条第 2 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第 13 条第 1 項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、附則第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢）

第 10 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第 3 条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢）

第 11 条 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第12条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第13条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第14条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第15条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される瀬戸市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される瀬戸市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第14条第2項、第16条第3項及び第4項並びに第24条第1項の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 瀬戸市職員の給与に関する条例第6条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第10条から第12条まで、第13条並びに第14条の2並びに新給与条例第6条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第21項から第27項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（瀬戸市職員の給与に関する条例の適用日前の異動者の号給の調整等）

第16条 附則第1条第2項に規定する適用の日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用

日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 2 第9条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の瀬戸市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 暫定再任用職員に対する第11条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例（以下この条から附則第20条までにおいて「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「採用された者」とあるのは、「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員」とする。

第18条 新条例第13条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長の定める職員に該当するに至った者について適用する。

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第19条 瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (昭和48年9月29日条例第29号)</p> <p>1 及び 2 <省略></p> <p>3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>瀬戸市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第10項若しくは第11項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同条例第3条から第5条の3まで及び附則第10項から第17項までの規定</u>により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>瀬戸市職員の退職手当に関する条例第3条第1項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同項又は同条例第5条の2及び附則第12項の規定</u>により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>瀬戸市職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第11項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 <省略></p>	<p>附 則 (昭和48年9月29日条例第29号)</p> <p>1 及び 2 <省略></p> <p>3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第3条から第5条までの規定</u>に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>新条例第3条から第5条の3までの規定</u>により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第3条第1項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同項又は新条例第5条の2の規定</u>により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第5条</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 <省略></p>

第20条 新条例第2条第2項及び第13条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計

算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 2 1 条 瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例第 5 条、第 6 条、第 6 条の 3、第 7 条の 2 及び第 1 5 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(理 由)

この案を提出するのは、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部改正等に伴い、瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、瀬戸市職員定数条例、瀬戸市職員の分限に関する条例、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、瀬戸市職員の育児休業に関する条例、瀬戸市職員の定年等に関する条例、瀬戸市職員の給与に関する条例、瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例、瀬戸市職員の退職手当に関する条例、瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例及び瀬戸市職員の再任用に関する条例中所要の規定を整備するため必要があるからである。

また、令和 4 年 8 月 8 日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市職員の給料月額等を改定するに当たり、瀬戸市職員の給与に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例案要
綱

この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等及び令和4年8月8日付けの人事院勧告の内容を考慮し、関係条例中、おおむね次の事項を整備しようとするものである。

第1 瀬戸市職員の定年引上げに関する事項について

- 1 令和5年度から職員の定年を60歳から65歳まで、2年につき1歳ずつの段階的な引上げを行うもの。（第8条中第3条及び附則第4項関係）
- 2 定年引上げ後も組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入するもの。（第8条中第6条から第11条関係）
- 3 定年引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、定年前再任用短時間勤務制を導入するもの。（第8条中第12条及び第13条関係）
- 4 当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳に達する日以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思確認に努めるもの。（第8条中附則第5項関係）
- 5 当分の間、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、給料月額を60歳時点の7割水準に設定（給料月額7割措置）するもの。（第9条中附則第21項関係）
- 6 当分の間、職員が60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、退職事由を定年

退職として算定するもの。また、給料月額7割措置により、減額前の給料月額が退職日の給料月額よりも多い場合に適用される退職手当の基本額の計算方法の特例を導入するもの。（第11条中附則第11項及び第12項関係）

7 現行の再任用制度を廃止し、定年引上げ期間中においても65歳までの継続任用を可能とするため、令和14年3月31日までの間、暫定再任用制度を導入するもの。（第13条及び附則第6条から第9条関係）

第2 一般職の職員の給料月額等に関する事項について

1 一般職の職員の給料月額について、初任給を3,000円（大卒程度）引上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号給を平均0.3パーセント引き上げるもの。（第9条中別表第1関係）

2 勤勉手当の支給割合について、再任用職員以外の職員にあっては0.10月、再任用職員にあっては0.05月引き上げるもの。（第9条中第21条関係）

第3 その他

その他所要の事項を整備し、施行期日等を次のとおりとするもの。

(1) 施行期日

ア 公布の日

イ 令和4年12月27日

ウ 令和5年4月1日

(2) 経過措置

所要の経過措置を設けるもの。

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例第9条（瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表（別表第1のみ）

新											旧							
別表第1（第4条関係）											別表第1（第4条関係）							
職員の区分	級号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	
再任用職員以外	1	150,100	円	198,500	円	234,400	円	266,000	円	290,700	円	319,200	円	362,900	円	408,100	円	
	2	151,200		200,300		236,000		267,700		292,900		321,400		365,500		410,500		
	3	152,400		202,100		237,500		269,200		295,000		323,700		367,900		413,000		
	4	153,500		203,900		239,000		271,000		297,000		325,900		370,500		415,400		
	5	154,600		205,400		240,300		272,700		298,800		328,100		372,400		417,300		
	6	155,700		207,200		241,900		274,500		300,800		330,100		374,900		419,600		
	7	156,800		209,000		243,400		276,300		302,600		332,300		377,200		421,700		
	8	157,900		210,800		244,900		278,300		304,200		334,500		379,700		423,900		
	9	158,900		212,400		246,000		280,200		306,100		336,400		382,100		425,900		
	10	160,300		214,200		247,500		282,200		308,400		338,600		384,800		428,000		
	11	161,600		216,000		249,000		284,100		310,600		340,600		387,400		430,100		
	12	162,900		217,800		250,300		286,000		312,900		342,800		390,100		432,200		
	13	164,100		219,200		251,800		287,900		315,000		344,600		392,500		433,900		
	14	165,600		221,000		253,000		289,700		317,100		346,600		394,800		435,700		
	15	167,100		222,700		254,300		291,200		319,300		348,600		397,000		437,700		
	16	168,700		224,500		255,500		292,600		321,400		350,600		399,400		439,700		
	17	169,800		226,100		256,800		294,400		323,300		352,300		401,200		441,600		
	18	171,200		227,800		258,200		296,400		325,300		354,300		403,200		443,400		
	19	172,600		229,400		259,600		298,500		327,300		356,100		405,100		445,200		
	20	174,000		230,900		261,100		300,500		329,300		358,000		406,900		446,900		
	21	175,300		232,200		262,700		302,400		331,000		359,900		408,800		448,700		
	22	177,800		233,800		264,400		304,500		333,100		361,800		410,600		450,200		
	23	180,300		235,400		266,000		306,500		335,100		363,800		412,400		451,600		
	24	182,800		236,900		267,600		308,600		337,200		365,700		414,300		453,100		
	25	185,200		237,900		269,400		310,300		338,600		367,700		416,100		454,500		
	26	186,900		239,400		271,200		312,400		340,500		369,600		417,600		455,800		
	27	188,500		240,700		272,900		314,400		342,400		371,600		419,100		457,100		
	28	190,200		241,900		274,600		316,400		344,300		373,600		420,700		458,300		

29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>	<u>459,300</u>
30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,000</u>
31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>460,800</u>
32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>	<u>461,500</u>
33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>	<u>462,200</u>
34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>	<u>463,000</u>
35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>	<u>463,700</u>
36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>	<u>464,300</u>
37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>	<u>464,800</u>
38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>	<u>465,400</u>
39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>	<u>466,000</u>
40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>	<u>466,600</u>
41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>	<u>467,100</u>
42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>	<u>467,600</u>
43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>	<u>468,000</u>
44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>	<u>468,300</u>
45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>	<u>468,600</u>
46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>	
47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>	
48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>	
49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>	
50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>	
51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	
52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>	
53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>	
54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>	
55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>	
56	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>	
57	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>	
58	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>	
59	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	
60	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	
61	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	
62	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>		
63	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>		
64	<u>229,400</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>		
65	<u>230,100</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>		

29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>	<u>459,300</u>
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,000</u>
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>460,800</u>
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>	<u>461,500</u>
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>	<u>462,200</u>
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>	<u>463,000</u>
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>	<u>463,700</u>
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>	<u>464,300</u>
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>	<u>464,800</u>
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>	<u>465,400</u>
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>	<u>466,000</u>
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>	<u>466,600</u>
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>	<u>467,100</u>
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>	<u>467,600</u>
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>	<u>468,000</u>
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>	<u>468,300</u>
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>	<u>468,600</u>
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>	
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>	
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>	
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>	
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>	
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>	
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>	
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>	
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>	
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>	
57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>	
58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>	
59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>		
63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>		
64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>		
65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>		

66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			

66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			

4 年市長提出第 6 6 号議案

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 8 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(給与の特例)</p> <p>第 5 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>3 7 6, 0 0 0 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><省略></td> <td style="text-align: center;"><省略></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 から 5 まで <省略></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 6 条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 2 条の 2 第 1 項、第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 2 条の 2 第 1 項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 8 年瀬戸市条例第 4 号）第 5 条第 1 項の給料表」と、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中</p>	号給	給料月額	1	<u>3 7 6, 0 0 0 円</u>	<省略>	<省略>	<p>(給与の特例)</p> <p>第 5 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>3 7 5, 0 0 0 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><省略></td> <td style="text-align: center;"><省略></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 から 5 まで <省略></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 6 条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 2 条の 2 第 1 項、第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 2 条の 2 第 1 項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 8 年瀬戸市条例第 4 号）第 5 条第 1 項の給料表」と、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中</p>	号給	給料月額	1	<u>3 7 5, 0 0 0 円</u>	<省略>	<省略>
号給	給料月額												
1	<u>3 7 6, 0 0 0 円</u>												
<省略>	<省略>												
号給	給料月額												
1	<u>3 7 5, 0 0 0 円</u>												
<省略>	<省略>												

<p>「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>
---	---

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用の日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(理由)

この案を提出するのは、令和4年8月8日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するに当たり、一般職の任期付職員の採用等に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

4 年市長提出第 6 7 号議案

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部改正について

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一
部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

第 1 条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例（平成 2 0 年瀬戸市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 4 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 1 6 7 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 4 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 1 6 2 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>

第2条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(理 由)

この案を提出するのは、令和4年8月8日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市議会の議員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

4年市長提出第68号議案

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(理 由)

この案を提出するのは、令和4年8月8日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、特別職の職員の給与に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

4年市長提出第69号議案

瀬戸市指定ごみ袋の買入れについて

本市は、次の内容により瀬戸市指定ごみ袋を買い入れるものとする。

令和4年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 買入物件 | 瀬戸市指定ごみ袋 |
| 2 | 形状、種類及び枚数 | 低密度ポリエチレン製ごみ袋（手提げ型・ベロ付き・マチ有り）10枚1セット
燃えるごみ
45リットル 3,797,000枚
30リットル 3,824,500枚
20リットル 1,826,500枚
燃えないごみ
40リットル 438,500枚
20リットル 104,750枚 |
| 3 | 契約方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買入価額 | 80,933,820円 |
| 5 | 買入先 | 静岡県沼津市松長714番地の5
サーモ包装株式会社
代表取締役 河村匡哉 |

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市指定ごみ袋の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要がある

からである。

4年市長提出第70号議案

瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	<省略>	<省略>	<省略>	市長	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市下水道事業経営審議会	<省略>	<省略>		瀬戸市下水道事業経営審議会	<省略>	<省略>
	<u>子どもの権利擁護委員</u>	<u>子どもの権利擁護に関する事務</u>	<u>3人以内</u>				
<省略>				<省略>			

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、子どもの権利擁護委員を設置するに当たり、瀬戸市附属機関設置条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

4 年市長提出第 7 1 号議案

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
区分	支給単位	報酬の額		区分	支給単位	報酬の額	
<省略>				<省略>			
(21) 瀬戸市 教育支援委 員会委員	<省略>	<省略>	<省略>	(21) 瀬戸市 教育支援委 員会委員	<省略>	<省略>	<省略>
(22) 子どもの権利擁護 委員	日額	20,000 円					
(23) <省略>	<省略>	<省略>		(22) <省略>	<省略>	<省略>	
(24) <省略>	<省略>	<省略>		(23) <省略>	<省略>	<省略>	
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、子どもの権利擁護委員の報酬を定めるに当たり、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

4年市長提出第72号議案

瀬戸蔵及び瀬戸蔵ミュージアムに係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和4年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸蔵及び瀬戸蔵ミュージアム

2 指定管理者となる団体

東京都千代田区神田小川町一丁目2番地

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表取締役 橋本鉄司

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸蔵及び瀬戸蔵ミュージアムの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

4年市長提出第73号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	金額		種類	金額	
<省略>			<省略>		
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づいて市長が定めるものが添付されている場合	1) <省略> 2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。） <u>建築物全体又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）及び住宅部分（以下この表において</u>		都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づいて市長が定めるものが添付されている場合	1) <省略> 2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。） <u>住戸のみ</u> に係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき5,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、申請に	

<p>素化の合（以下このための表において「建築物低炭素建築物の新築基準適合性確認の計認機関が認め画認定した場合等」と申請手いう。） 数料</p>	<p>「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186,100円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき10,3</p>	<p>素化の合（以下このための表において「建築物低炭素建築物の新築基準適合性確認の計認機関が認め画認定した場合等」と申請手いう。） 数料</p>	<p>係る戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき186,100円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100</p>
--	--	--	---

	<p>00円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき17,900円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p> <p>(3) <省略></p>	<p>0以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186,100円</p> <p>(3) <省略></p>
その他の場合	<p>(1) <省略></p> <p>(2) 共同住宅等 <u>建築物全体又は複合建築物の住宅</u></p>	<p>(1) <省略></p> <p>(2) 共同住宅等 <u>住戸のみ</u>に係るもののうち申請に</p>

	<p>部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基</p>		<p>係る戸数が1のときは1件につき37,100円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき636,500円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下</p>
--	--	--	--

準省令」という。)第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、非住宅部分の床面積の合計が2

のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円

5,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834

、 9 0 0 円、非住宅部分
の床面積の合計が 2 5、
0 0 0 平方メートルを超
えるときは 1 件につき 9
5 2、4 0 0 円

(3) その他の建築物（建築
物全体が建築物省エネ法
基準省令第 1 0 条第 1 号
イ(2)及びロ(2)に定める基
準に係るものであるもの
） 建築物の延べ面積が
3 0 0 平方メートル以内
のときは 1 件につき 9 5
、 0 0 0 円、建築物の延
べ面積が 3 0 0 平方メー
トルを超え 1、 0 0 0 平
方メートル以内のときは
1 件につき 1 2 1、 0 0
0 円、建築物の延べ面積
が 1、 0 0 0 平方メー
トルを超え 2、 0 0 0 平
方メートル以内のときは 1
件につき 1 5 9、 3 0 0
円、建築物の延べ面積が
2、 0 0 0 平方メー
トルを超え 5、 0 0 0 平
方メートル以内のときは 1 件
につき 2 5 7、 9 0 0 円
、建築物の延べ面積が 5
、 0 0 0 平方メートルを
超え 1 0、 0 0 0 平方メ
ートル以内のときは 1 件
につき 3 3 6、 8 0 0 円
、建築物の延べ面積が 1
0、 0 0 0 平方メー
トルを超え 2 5、 0 0 0 平方

(3) その他の建築物（建築
物全体が建築物エネルギー
消費性能基準等を定め
る省令（平成 2 8 年経済
産業省、国土交通省令第
1 号）第 1 0 条第 1 号イ
(2)及びロ(2)に定める基準
に係るものであるもの）

建築物の延べ面積が 3
0 0 平方メートル以内の
ときは 1 件につき 9 5、
0 0 0 円、建築物の延べ
面積が 3 0 0 平方メー
トルを超え 1、 0 0 0 平
方メートル以内のときは 1
件につき 1 2 1、 0 0 0
円、建築物の延べ面積が
1、 0 0 0 平方メー
トルを超え 2、 0 0 0 平
方メートル以内のときは 1 件
につき 1 5 9、 3 0 0 円
、建築物の延べ面積が 2
、 0 0 0 平方メートルを
超え 5、 0 0 0 平方メー
トル以内のときは 1 件に
つき 2 5 7、 9 0 0 円、
建築物の延べ面積が 5、
0 0 0 平方メートルを超
え 1 0、 0 0 0 平方メー
トル以内のときは 1 件に
つき 3 3 6、 8 0 0 円、

		メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円
		(4) <省略>			(4) <省略>
都市の低炭素建築物 低炭素基準適合性確認 の促進に関した場合等 する法律第55条第1項の 規定に基づく 低炭素化のための建築物 の新築等の計画 変更認定申請 手数料	都市の低炭素建築物 低炭素基準適合性確認 の促進に関した場合等 する法律第55条第1項の 規定に基づく 低炭素化のための建築物 の新築等の計画 変更認定申請 手数料	(1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみ に係るもののうち申請に 係る戸数が1のときは1 件につき3,200円、申請 に係る戸数が2以上5以 下のときは1件につき6, 200円、申請に係る戸 数が6以上10以下の ときは1件につき10,500 円、申請に係る戸数が 11以上25以下のとき は1件につき17,500 円、申請に係る戸数が 26以上50以下のとき は1件につき29,300 円、申請に係る戸数が 51以上100以下のとき は1件につき52,400 円、申請に係る戸数が 101以上200以下の ときは1件につき82,900 円、申請に係る戸数が 201以上300以下の ときは1	都市の低炭素建築物 低炭素基準適合性確認 の促進に関した場合等 する法律第55条第1項の 規定に基づく 低炭素化のための建築物 の新築等の計画 変更認定申請 手数料	都市の低炭素建築物 低炭素基準適合性確認 の促進に関した場合等 する法律第55条第1項の 規定に基づく 低炭素化のための建築物 の新築等の計画 変更認定申請 手数料	(1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみ に係るもののうち申請に 係る戸数が1のときは1 件につき3,200円、申請 に係る戸数が2以上5以 下のときは1件につき6, 200円、申請に係る戸 数が6以上10以下の ときは1件につき10,500 円、申請に係る戸数が 11以上25以下のとき は1件につき17,500 円、申請に係る戸数が 26以上50以下のとき は1件につき29,300 円、申請に係る戸数が 51以上100以下のとき は1件につき52,400 円、申請に係る戸数が 101以上200以下の ときは1件につき82,900 円、申請に係る戸数が 201以上300以下の ときは1

件につき104,700円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき111,700円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき3,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき111,700円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の床面

件につき104,700円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき111,700円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき3,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき111,700円

積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき6,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき10,700円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき17,500円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき52,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき82,900円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき104,700円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき130,800円

(3) <省略>

(3) <省略>

その他の場合	<p>(1) <省略></p> <p>(2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、<u>建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分</u>に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下</p>
--------	--

その他の場合	<p>(1) <省略></p> <p>(2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、<u>建築物全体又は建築物全体及び住戸</u>に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38</p>
--------	--

のときは1件につき38
、500円、1棟の総戸
数が6以上10以下のと
きは1件につき54、5
00円、1棟の総戸数が
11以上25以下のとき
は1件につき77、10
0円、1棟の総戸数が2
6以上50以下のときは
1件につき111、40
0円、1棟の総戸数が5
1以上100以下のとき
は1件につき161、3
00円、1棟の総戸数が
101以上200以下の
ときは1件につき220
、600円、1棟の総戸
数が201以上300以
下のときは1件につき2
88、500円、1棟の
総戸数が301以上のと
きは1件につき336、
900円、複合建築物の
非住宅部分に係るものの
うち非住宅部分の全部が
建築物省エネ法基準省令
第10条第1号イ(2)及び
ロ(2)に定める基準に係る
ものであるものの非住宅
部分の床面積の合計が3
00平方メートル以内の
ときは1件につき48、
600円、非住宅部分の
床面積の合計が300平
方メートルを超え1、0
00平方メートル以内の

、500円、1棟の総戸
数が6以上10以下のと
きは1件につき54、5
00円、1棟の総戸数が
11以上25以下のとき
は1件につき77、10
0円、1棟の総戸数が2
6以上50以下のときは
1件につき111、40
0円、1棟の総戸数が5
1以上100以下のとき
は1件につき161、3
00円、1棟の総戸数が
101以上200以下の
ときは1件につき220
、600円、1棟の総戸
数が201以上300以
下のときは1件につき2
88、500円、1棟の
総戸数が301以上のと
きは1件につき336、
900円

ときは1件につき62,300円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方

		<p>メートル以内のときは1件につき157,400円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円</p> <p>(3) その他の建築物（建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの）建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円</p>		<p>(3) その他の建築物（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの）建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件</p>
--	--	---	--	---

		、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円			につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円
		(4) <省略>			(4) <省略>
		<省略>			<省略>
建築物 のエネルギー	<省略>	<省略>	建築物 のエネルギー	<省略>	<省略>

消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料			消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		
<省略>			<省略>		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に	1) <省略> 2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。） <u>建築物全体又は複合建築物の住宅部分</u> に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、1棟の総戸数が2以上5	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に	1) <省略> 2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。） <u>住戸のみ</u> に係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき5,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につ

<p>基づくすることを証 建築物する書類とし エネルギー市長が定め ギー消るものが添付 費性能されている場 向上計画（以下この 画認定表において「 申請手計画適合性確 数料 認機関が認め た場合等」と いう。）</p>	<p>以下のときは1件につき 10,300円、1棟の 総戸数が6以上10以下 のときは1件につき17 ,500円、1棟の総戸 数が11以上25以下の ときは1件につき29, 100円、1棟の総戸数 が26以上50以下のと きは1件につき48,8 00円、1棟の総戸数が 51以上100以下のと きは1件につき87,3 00円、1棟の総戸数が 101以上200以下の ときは1件につき138 ,100円、1棟の総戸 数が201以上300以 下のときは1件につき1 74,400円、1棟の 総戸数が301以上のと きは1件につき186, 100円、複合建築物の 非住宅部分に係るもの のうち非住宅部分の床面積 の合計が300平方メー トル以内のときは1件に つき10,300円、非 住宅部分の床面積の合計 が300平方メートルを 超え1,000平方メー トル以内のときは1件に つき17,900円、非 住宅部分の床面積の合計 が1,000平方メート</p>	<p>基づくすることを証 建築物する書類とし エネルギー市長が定め ギー消るものが添付 費性能されている場 向上計画（以下この 画認定表において「 申請手計画適合性確 数料 認機関が認め た場合等」と いう。）</p>	<p>き10,300円、申請 に係る戸数が6以上10 以下のときは1件につき 17,500円、申請に 係る戸数が11以上25 以下のときは1件につき 29,100円、申請に 係る戸数が26以上50 以下のときは1件につき 48,800円、申請に 係る戸数が51以上10 0以下のときは1件につ き87,300円、申請 に係る戸数が101以上 200以下のときは1件 につき138,100円 、申請に係る戸数が20 1以上300以下のとき は1件につき174,4 00円、申請に係る戸数 が301以上のときは1 件につき186,100 円、建築物全体又は建築 物全体及び住戸に係るも ののうち1棟の戸数が1 のときは1件につき5, 200円、1棟の総戸数 が2以上5以下のときは 1件につき10,300 円、1棟の総戸数が6以 上10以下のときは1件 につき17,500円、 1棟の総戸数が11以上 25以下のときは1件に つき29,100円、1</p>
---	--	---	--

		ルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円			棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186,100円
		(3) <省略>			(3) <省略>
その他	建築物	(1) <省略>	その他	建築物	(1) <省略>
の場合	省エネ	(2) 共同住宅等 建築物全	の場合	エネルギー	(2) 共同住宅等 住戸のみ
	法基準	体又は複合建築物の住宅		ギー消費	に係るもののうち申請に
	省令第	部分に係るもののうち1		費性能	係る戸数が1のときは1
	1条第	棟の戸数が1のときは1		基準等	件につき37,100円
	1項第	件につき37,100円		を定め	、申請に係る戸数が2以
	2号イ	、1棟の総戸数が2以上		る省令	上5以下のときは1件に
(1)及び		5以下のときは1件につ		第1条	つき74,900円、申
ロ(1)に		き74,900円、1棟		第1項	請に係る戸数が6以上1
定める		の総戸数が6以上10以		第2号	0以下のときは1件につ

	<p>基準に係るものの</p> <p>下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の床面積</p>		<p>イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの</p> <p>き105,400円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき636,500円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき21</p>
--	--	--	---

		<p>の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円、複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200</p>		<p>3,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円</p>
--	--	--	--	---

	<p>円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円</p>	
建築物	<省略>	建築物
省エネ		エネルギー
法基準		消費性能
省令第		基準等
10条		を定め
第1号		る省令
イ(2)及		第10
びロ(2)		条第1
に定め		

	る基準 に係る もの		号イ(2) 及びロ (2)に定 める基 準に係 るもの	
	<省略> >		<省略> >	<省略> >
建築物計画適合性確認のエネルギー消費性能向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、申請に係る戸数が3	建築物計画適合性確認のエネルギー消費性能向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1	(1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1

	<p>01以上のときは1件につき111,700円、<u>建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの</u>のうち1棟の戸数が1のときは1件につき3,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき111,700円、<u>複合建築物の住宅部分に係るもの</u>のうち<u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内</u>のときは1件に</p>		<p>01以上のときは1件につき111,700円、<u>建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの</u>のうち1棟の戸数が1のときは1件につき3,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき111,700円</p>
--	---	--	--

		つき6, 200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき10,700円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき17,500円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき52,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき82,900円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき104,700円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき130,800円
		(3) <省略>
その他	建築物	(1) <省略>
の場合	省エネ法基準	(2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に

		(3) <省略>
その他	建築物	(1) <省略>
の場合	エネルギー消費	(2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に

省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの

係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸

費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの

係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のと

数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336,900円、複合建築物のうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,

きは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336,900円

300円、非住宅部分の
床面積の合計が1,00
0平方メートルを超え2
,000平方メートル以
内のときは1件につき8
2,600円、非住宅部
分の床面積の合計が2,
000平方メートルを超
え5,000平方メート
ル以内のときは1件につ
き137,700円、非
住宅部分の床面積の合計
が5,000平方メート
ルを超え10,000平
方メートル以内のときは
1件につき182,30
0円、非住宅部分の床面
積の合計が10,000
平方メートルを超え25
,000平方メートル以
内のときは1件につき2
19,900円、非住宅
部分の床面積の合計が2
5,000平方メートル
を超えるときは1件につ
き259,300円、複
合建築物の非住宅部分に
係るもののうちその他の
ものの非住宅部分の床面
積の合計が300平方メ
ートル以内のときは1件
につき125,200円
、非住宅部分の床面積の
合計が300平方メート
ルを超え1,000平方
メートル以内のときは1

	<p>件につき157,400円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円</p>	
建築物	<省略>	建築物
省エネ		エネルギー
法基準		消費性能
省令第		基準等
10条		を定め
第1号		る省令
イ(2)及		第10
びロ(2)		

	に定める基準に係るもの		条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの
	<省略>		<省略>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第4条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると1項の市長が定める規定に基づく場合又は当該建築物エネルギー消費性能基準適ものが添付されている場合申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第4条第1項の市長が定める規定に基づく場合又は当該建築物エネルギー消費性能基準適ものが添付されている場合申請手数料	<省略>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第4条第1項の愛知県知事が定める規定に基づく場合又は当該建築物エネルギー消費性能基準適ものが添付されている場合申請手数料
その他	建築物	<省略>	建築物
の場合	省エネ		エネルギー

	法基準 省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (2)又は (3)及び びロ(2)又 は(3)に 定める 基準に 係るも の			建築物<省略> 省エネ 法基準 省令第 1 0 条 第 1 号 イ(2)に 定める 基準に 係るも の			<省略> <省略>	<省略>	備考 1 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5			ギー消 費性能 基準等 を定め る省令 第 1 条 第 1 項 第 2 号 イ(2)又 は(3)及 びロ(2) 又は(3) に定め る基準 に係る もの			建築物<省略> エネル ギー消 費性能 基準等 を定め る省令 第 1 0 条第 1 号イ(2) に定め る基準 に係る もの			<省略> <省略>	<省略>	備考 1 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5	
--	---	--	--	---	--	--	--------------	------	-----------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--------------	------	-----------------------------	--

3条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の部都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 建築物省エネ法基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分（以下「共用部分」という。）がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからキまで <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考1(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考1(1)アからキまでに定める額

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の部その他の場合の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る

3条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の部都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 住宅の用途に供する共用の部分（以下「共用部分」という。）がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからキまで <省略>

(2) 住戸及び共用部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考1(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考1(1)アからキまでに定める額

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の部その他の場合の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る

るもの手数料について、次に掲げる場合
(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の部低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合 (複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の部その他の場合の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合 (複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

5から8まで <省略>

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲

るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の部低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の部に規定するその他の場合の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

5から8まで <省略>

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲

げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

11 <省略>

12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部計画適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)に掲げる場合

げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の款金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

11 <省略>

12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部計画適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

<p>を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>14から16まで <省略></p>	<p>(1)及び(2) <省略></p> <p>13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>14から16まで <省略></p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請するものについて適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)の一部改正等

に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

4 年市長提出第 7 4 号議案

瀬戸市道路占用料条例の一部改正について

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

瀬戸市道路占用料条例（昭和 4 8 年瀬戸市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(占用料の減免) 第 7 条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。 (1)から(6)まで <省略> (7) ガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）第 2 条第 1 2 項に規定するガス事業者が設けるガス管 (8)から(13)まで <省略>				(占用料の減免) 第 7 条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。 (1)から(6)まで <省略> (7) ガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）第 2 条第 1 1 項に規定するガス事業者が設けるガス管 (8)から(13)まで <省略>			
別表（第 4 条関係）				別表（第 4 条関係）			
占用物件の種類	区分	単位	占用料	占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本 1 年 につき	円 9 5 0	法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本 1 年 につき	円 1, 1 0 0
	第 2 種電柱		1, 5 0 0		第 2 種電柱		1, 6 0 0
	第 3 種電柱		2, 0 0 0		第 3 種電柱		2, 2 0 0
	第 1 種電話柱		8 5 0		第 1 種電話柱		9 4 0

	第2種電話柱		1,400
	第3種電話柱		1,900
	その他の柱類		85
	<省略>	長さ1メ	<省略>
	地下電線その他	一トル1	5
	地下に設ける線	年につき	
	路上に設ける変	1個1年	830
	圧器	につき	
	地下に設ける変	占用面積	510
	圧器	1平方メ	
		一トル1	
		年につき	
	変圧塔その他こ	1個1年	1,700
	れに類するもの	につき	
	及び公衆電話所		
	郵便差出箱及び		720
	信書便差出箱		
	広告塔	表示面積	2,400
		1平方メ	
		一トル1	
		年につき	
	その他のもの	占用面積	1,700
		1平方メ	
		一トル1	
		年につき	
法第32	外径が0.07	長さ1メ	36
条第1項	メートル未満の	一トル1	
第2号に	もの	年につき	
掲げる物	外径が0.07		51
件	メートル以上		
	0.1メートル		
	未満のもの		
	外径が0.1メ		77
	ートル以上0.		

	第2種電話柱		1,500
	第3種電話柱		2,100
	その他の柱類		94
	<省略>	長さ1メ	<省略>
	地下電線その他	一トル1	6
	地下に設ける線	年につき	
	路上に設ける変	1個1年	920
	圧器	につき	
	地下に設ける変	占用面積	570
	圧器	1平方メ	
		一トル1	
		年につき	
	変圧塔その他こ	1個1年	1,900
	れに類するもの	につき	
	及び公衆電話所		
	郵便差出箱及び		790
	信書便差出箱		
	広告塔	表示面積	2,300
		1平方メ	
		一トル1	
		年につき	
	その他のもの	占用面積	1,900
		1平方メ	
		一トル1	
		年につき	
法第32	外径が0.07	長さ1メ	40
条第1項	メートル未満の	一トル1	
第2号に	もの	年につき	
掲げる物	外径が0.07		57
件	メートル以上		
	0.1メートル		
	未満のもの		
	外径が0.1メ		85
	ートル以上0.		

掲げる施設	掲げるもの	日につき		掲げる施設	掲げるもの	日につき	
	その他のもの	占用面積 1平方メートル 1月につき	<u>240</u>		その他のもの	占用面積 1平方メートル 1月につき	<u>230</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板（ア一時的に設けるものを除く。）	表示面積 1平方メートル 1月につき	<u>240</u>	令第7条第1号に掲げる物件	看板（ア一時的に設けるものを除く。）	表示面積 1平方メートル 1月につき	<u>230</u>
	その他のもの	表示面積 1平方メートル 1年につき	<u>2,400</u>		その他のもの	表示面積 1平方メートル 1年につき	<u>2,300</u>
	標識	1本1年 につき	<u>1,400</u>		標識	1本1年 につき	<u>1,500</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日 につき <u>24</u>		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日 につき <u>23</u>
		その他のもの	1本1月 につき <u>240</u>			その他のもの	1本1月 につき <u>230</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートル 1日につき <u>24</u>		幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートル 1日につき <u>23</u>

	その他 のもの	その面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>240</u>		その他 のもの	その面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>230</u>
	アーチ	車道を 横断す るもの	1基1月 につき <u>2,400</u>		アーチ	車道を 横断す るもの	1基1月 につき <u>2,300</u>
		その他 のもの	<u>1,200</u>			その他 のもの	<u>1,100</u>
令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料		占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>240</u>	令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料		占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>230</u>
令第7条 第6号に 掲げる仮 設建築物		占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>170</u>	令第7条 第6号に 掲げる仮 設建築物		占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>190</u>
令第7条 第12号 に掲げる 器具		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに <u>0.0</u> 33を乗じ て得た額	令第7条 第12号 に掲げる 器具		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに <u>0.0</u> 34を乗じ て得た額
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条第7号の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、令和5年4月1日以後に徴収する占用料について適用し、同日前に徴収する占用料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例（昭和43年愛知県条例第8号）の一部改正を考慮し、道路占用に係る占用料を改定するに当たり、瀬戸市道路占用料条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

4年市長提出第75号議案

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市公共用物の管理に関する条例（平成5年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）			
	種類	単位	占用料		種類	単位	占用料
電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第1種電柱	1本 1年	円 <u>950</u>	電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第1種電柱	1本 1年	円 <u>1,100</u>
	第2種電柱	につき	<u>1,500</u>		第2種電柱	につき	<u>1,600</u>
	第3種電柱	き	<u>2,000</u>		第3種電柱	き	<u>2,200</u>
	第1種電話柱		<u>850</u>		第1種電話柱		<u>940</u>
	第2種電話柱		<u>1,400</u>		第2種電話柱		<u>1,500</u>
	第3種電話柱		<u>1,900</u>		第3種電話柱		<u>2,100</u>
	その他の柱類		<u>85</u>		その他の柱類		<u>94</u>
	<省略>				<省略>		
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	<u>36</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	<u>40</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートルにつき	<u>51</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートルにつき	<u>57</u>
	外径が0.1メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき	<u>77</u>		外径が0.1メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき	<u>85</u>
	外径が0.2メートル以上のもの	1メートルにつき	<u>100</u>		外径が0.2メートル以上のもの	1メートルにつき	<u>110</u>

場合	トル以上0.15メートル未満のもの			場合	トル以上0.15メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>170</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>200</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>230</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>360</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>400</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>510</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>570</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,000</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1,100</u>
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積 1平方メートル 1月に つき			<u>240</u>	その他公共用物を占有する場合	占有面積 1平方メートル 1年に つき
その他公共用物を占有する場合	占有面積 1平方メートル 1月に つき		<u>1,700</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積 1平方メートル 1月に つき		<u>230</u>

	年に つき			月に つき	
備考 <省略>			備考 <省略>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に徴収する占用料等に適用し、同日前に徴収する占用料等については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例（昭和 4 3 年愛知県条例第 8 号）の一部改正を考慮するとともに、瀬戸市道路占用料条例（昭和 4 8 年瀬戸市条例第 1 9 号）及び瀬戸市河川管理条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 8 号）との整合を図るに当たり、瀬戸市公共用物の管理に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

4年市長提出第76号議案

瀬戸市河川管理条例の一部改正について

瀬戸市河川管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市河川管理条例の一部を改正する条例

瀬戸市河川管理条例（平成12年瀬戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2 土地占用料（第5条関係）				別表第2 土地占用料（第5条関係）			
占用の種類		単位	占用料 (単位円)	占用の種類		単位	占用料 (単位円)
<省略>				<省略>			
柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>950</u>	柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>1,100</u>
	第2種電柱		<u>1,500</u>		第2種電柱		<u>1,600</u>
	第3種電柱		<u>2,000</u>		第3種電柱		<u>2,200</u>
	第1種電話柱		<u>850</u>		第1種電話柱		<u>940</u>
	第2種電話柱		<u>1,400</u>		第2種電話柱		<u>1,500</u>
	第3種電話柱		<u>1,900</u>		第3種電話柱		<u>2,100</u>
	その他の柱類		<u>85</u>		その他の柱類		<u>94</u>
	<省略>				<省略>		
<省略>				<省略>			
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、令和5年4月1日以後に徴収する土地占用料に適用し、同日前に徴収する土地占用料については、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出するのは、愛知県流水占用料等徴収条例（平成12年愛知県条例第13号）の一部改正を考慮するとともに、瀬戸市道路占用料条例（昭和48年瀬戸市条例第19号）及び瀬戸市公共用物の管理に関する条例（平成5年瀬戸市条例第14号）との整合を図るに当たり、瀬戸市河川管理条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。